犯罪をした者等の住居の確保等の 現状と課題について



仮釈放制度の概要

■ 再犯防止・社会復帰のための住居等が整えられ、社会内で指導・支援を受ける機会が得られる仮釈放者は、満期釈放者と比較して、2年以内に刑務所に再入所する割合が低い。

矯正施設入所

再犯防止のための指導

出所後の 生活環境の調整

出 指導 後

の住居の確保

☑ 法定期間の経過

- ☑ 改悛の状
- ☑ 悔悟の情
- ☑ 改善更生の意欲
- ☑ 再び犯罪をするおそれがない
- ☑ 保護観察に付することが改善 更生のために相当
- ☑ 社会感情の是認

仮釈放

再犯防止のための指導

社会復帰に向けた支援

社会復帰

仮釈放者と満期釈放者の2年以内再入率

(平成27年矯正統計年報)

満期釈放者

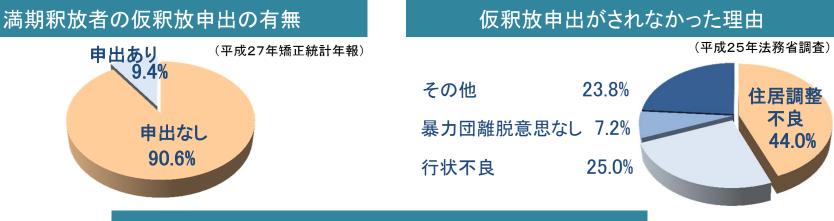
27.3%

仮釈放者 11.8%

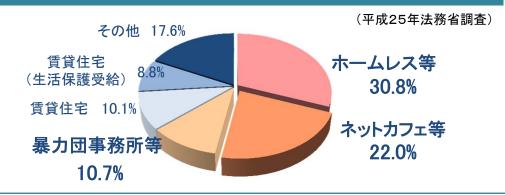
仮釈放による再犯防止効果は高いことから、 より多くの者が仮釈放となるよう取り組んでいく必要がある。

住居の確保等の施策の重要性

- 受刑者の多くが、出所後の住居が確保されないことを理由として仮釈放申出に至らず、適 当な帰住先がないまま満期釈放となっている
- 刑務所再入所者のうち、前刑時に適当な帰住先がないまま満期釈放された者の約6割は、 極めて不安定な状況で生活する中で再犯に至っている



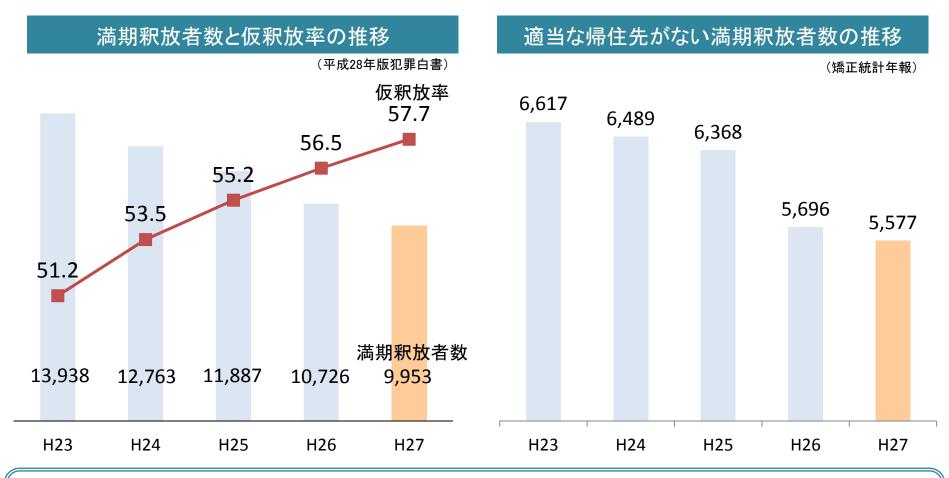
帰住先がないまま満期出所した者の再犯時の生活状況



再犯防止のためには、出所後の住居を確保して、仮釈放となる者を増やすとともに、適当な帰住先がないまま満期釈放となる者を減らすことが不可欠

住居の確保等の施策の効果

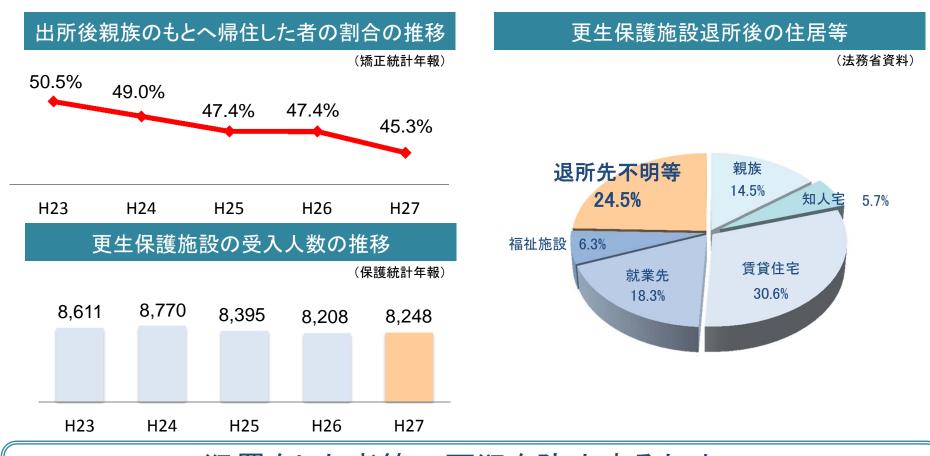
- 刑務所出所者の仮釈放率は増加し、満期釈放者数は5年間で約4千人減少
- 適当な帰住先がない満期釈放者数も、5年間で約千人減少



宣言「犯罪に戻らない・戻さない」に基づく施策により、 犯罪をした者等の住居の確保状況が改善しつつある

住居の確保等の施策の強化の必要性

- 社会環境の変化から、出所者のうち親族のもとへ帰住できる割合は**減少傾向**にある
- 一時的な住居が必要な者が未だに多く存在する一方で、更生保護施設への受入人数は頭 打ちとなっている
- 一時的な住居を確保しても、4人に1人が定住先を確保できないまま退所している



犯罪をした者等の再犯を防止するため、 住居の確保等の施策を、より一層推進する必要がある

住居の確保等の施策における課題①

更生保護施設に求められる役割が大きくなっている

受刑者等の中には、矯正施設への入所を繰り返す中で、親族等との関係が疎遠になり、親族等から支援を受けられる見込みがないとして、親族等のもとへの帰住の調整を希望しない者も少なくない。また、受刑者等の親族等の中には、受刑者等が出所・出院した後の支援について不安を抱えている人もおり、親族等のもとに帰住できる受刑者等が減少傾向にある。

近年、薬物依存者や高齢・障害のある人の増加により、出所者等の抱える問題が複雑・困難化しており、 更生保護施設には、住居を提供するだけでなく、犯罪者処遇の専門施設として、社会復帰に向けた様々な 支援を行う役割が求められるようになっている。

また、更生保護施設に入所した出所者等は、頼ることのできる親族等がいないため、更生保護施設から 退所した後には、自らの力で生活することが求められるが、それは簡単ではないため、更生保護施設退所 後も、多くの出所者等が、これまでの経歴を秘匿せずに相談できる先として、更生保護施設に支援を求め ている状況にある。

このように、処遇困難な者の増加に伴って、更生保護施設に求められる役割が増加している一方、職員体制は脆弱であることから、更生保護施設の職員にかかる負担が大きく、既存の更生保護施設での受入人数は頭打ちの状況となっているが、更生保護施設の新設は困難な状況にあるため、一時的な住居としてのニーズに十分に応えられていない。

有識者の御意見

- □ 現在の更生保護施設の枠組みは、昭和25年の制度創設当初のままである。しかし、近年は、薬物依存者や高齢・障害のある人が地域生活へ移行するための支援を行ったり、退所した者に対しても相談支援を行うなど、住居の提供にとどまらず、再犯防止の拠点としての役割を求められるようになっている。今の社会環境や更生保護施設に求められる役割に対応できるよう、更生保護施設の在り方を抜本的に見直し、強化することが必要である。
- 社会の中には、生活困窮者の支援のための施設など、すでに様々な施設がある。新たな施設を 建てるのが難しいのであれば、出所者等の特性に合わせて、すでにある施設につないでいくこと が重要ではないか。

住居の確保等の施策における課題②

更生保護施設を退所した後、地域に定着できていない

更生保護施設は一時的な住居であり、入所した出所者等は、自立のために必要な資金を確保して、保護観察等の期間が終わるまでの間に、自立して退所することが求められている。

しかし、更生保護施設に入所した出所者等は身寄りがないため、退所後にアパート等を借りようとして も、身元保証人がおらず、家賃滞納歴等により家賃保証会社等も活用できないことで、賃貸契約ができな かったり、貯蓄等の金銭管理ができない者も多いため、必要な敷金・礼金等の一時金を確保できない場合 も少なくないなど、退所後の住居を確保するために様々な困難が生じている。

さらに、更生保護施設の入所中は、地域で自立した生活が送れるよう、就労の定着や金銭管理等について支援が受けられるものの、更生保護施設退所後は、そのような支援を受ける機会がなく、退所先の地域で、孤立する者が少なくない。そのため、アパート等を確保しても、地域での生活を送る中で生じるトラブルを解決できず、生活が不安定となり、再犯リスクが高まる者が多く存在する。

有識者の御意見

- 国及び地方自治体において、公営住宅や空き家等民間住宅への入居を推進するとともに、入居に際しての身元保証制度の創設(就労支援における身元保証制度を参考に)や、国・地方自治体・住宅事業者が連携した紹介システムが必要ではないか
- □ アパート等への入居が決まり、更生保護施設の退所直後が再犯リスクの高まるときであるので、 本人に寄り添って日常生活に必要なスキルの支援や、地域での孤立を防ぐための支援などを行 う人がいたほうがよいのではないか。
- 本人が施設との契約に基づいて支援を受けることのできるサポート施設や、同じような境遇にある人が集まってお互いにサポートしあうシェアハウスのような、矯正施設・更生保護施設と、完全に自立した生活の間を支援するようなところがあるとよいのではないか。